

指定収集袋の仕様見直しに向けた現状と課題について

＜はじめに＞

現在、ふじみ衛生組合リサイクルセンターは建替工事を行っており、令和11（2029）年度から新リサイクルセンターが本稼働する予定です。本稼働に合わせ、製品プラスチックの資源化を実施するため、今後検討していくことになります。

また、指定収集袋については、使用開始から20年が経過し、多摩地域26市が有料化を導入したこと、課題となる事項が見えてきた現状があります。仕様見直しを図るタイミングとしては、整合性のある施策展開を行ううえで、新リサイクルセンターの本稼働に合わせることが効果的であると考えられることから、今回、指定収集袋の仕様見直しに向けた現状と課題について議題とするものです。

1. 調布市の指定収集袋の現状

(1) 調布市の指定収集袋

- 調布市は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」を出す際には、指定収集袋を用いることになっています。

図表1 指定収集袋の種類、手数料など

| 種類 | 容量 | 手数料 (内税・10枚1組) | 1ℓあたり 単価 | 色 |
|------------|-------|----------------------|-------------|------|
| 燃やせるごみ S | 5ℓ相当 | 84円 (1枚あたり8.4円) | 1.68円/ℓ | オレンジ |
| 燃やせるごみ M | 15ℓ相当 | 273円 (1枚あたり27.3円) | 1.82円/ℓ | |
| 燃やせるごみ L | 30ℓ相当 | 556円 (1枚あたり55.6円) | 1.85円/ℓ | |
| 燃やせるごみ LL | 45ℓ相当 | 840円 (1枚あたり84円) | 1.87円/ℓ | |
| 燃やせないごみ S | 5ℓ相当 | 84円 (1枚あたり8.4円) | 1.68円/ℓ | 青 |
| 燃やせないごみ M | 15ℓ相当 | 273円 (1枚あたり27.3円) | 1.82円/ℓ | |
| 燃やせないごみ L | 30ℓ相当 | 556円 (1枚あたり55.6円) | 1.85円/ℓ | |
| 燃やせないごみ LL | 45ℓ相当 | 840円 (1枚あたり84円) | 1.87円/ℓ | |

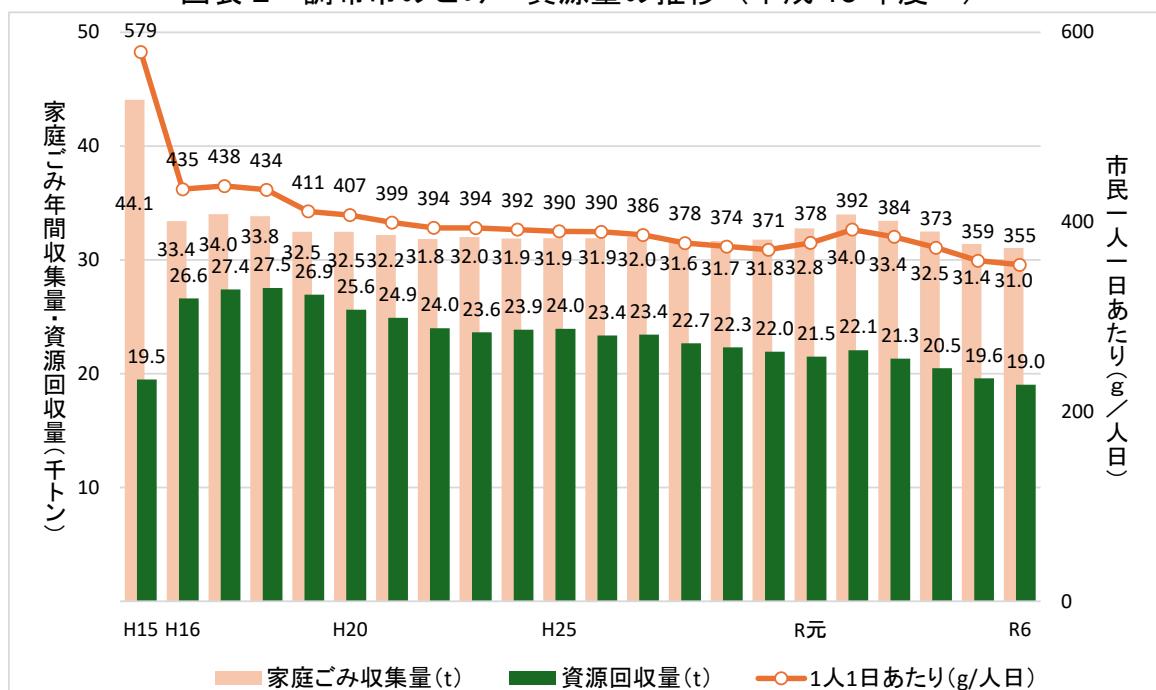
【手数料設定の考え方】

- 手数料は、小さいサイズの袋ほど割安になるよう設定しています。
(ごみを減らし、小さいサイズの袋を用いるインセンティブとなる)

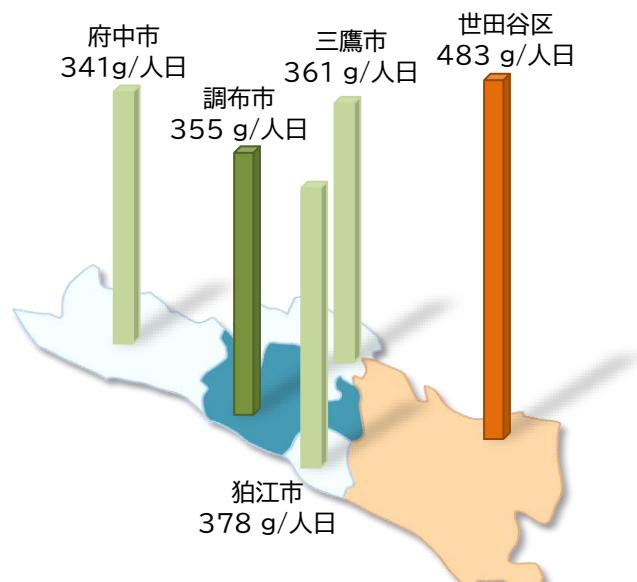
(2) 有料化導入後のごみ量の推移

- 調布市は、平成 16 (2004) 年 4 月からごみ有料化を導入しました。
- 有料化前の平成 15 (2003) 年度と比較すると、家庭ごみ量は 24.2% 減、資源回収量は 36.6% 増と、大きくごみ減量・資源化が進みました。
- 調布市のごみ量の推移は図表 2 のグラフの通りです。
令和 6 年度の 1 人 1 日あたり家庭系ごみ量 355g/人日は、隣接する世田谷区よりも 100g/人日以上少なくなっています。(図表 3)

図表 2 調布市のごみ・資源量の推移 (平成 15 年度～)



図表 3 調布市及び周辺市区の 1 人 1 日あたりごみ排出原単位 (令和 6 年度)

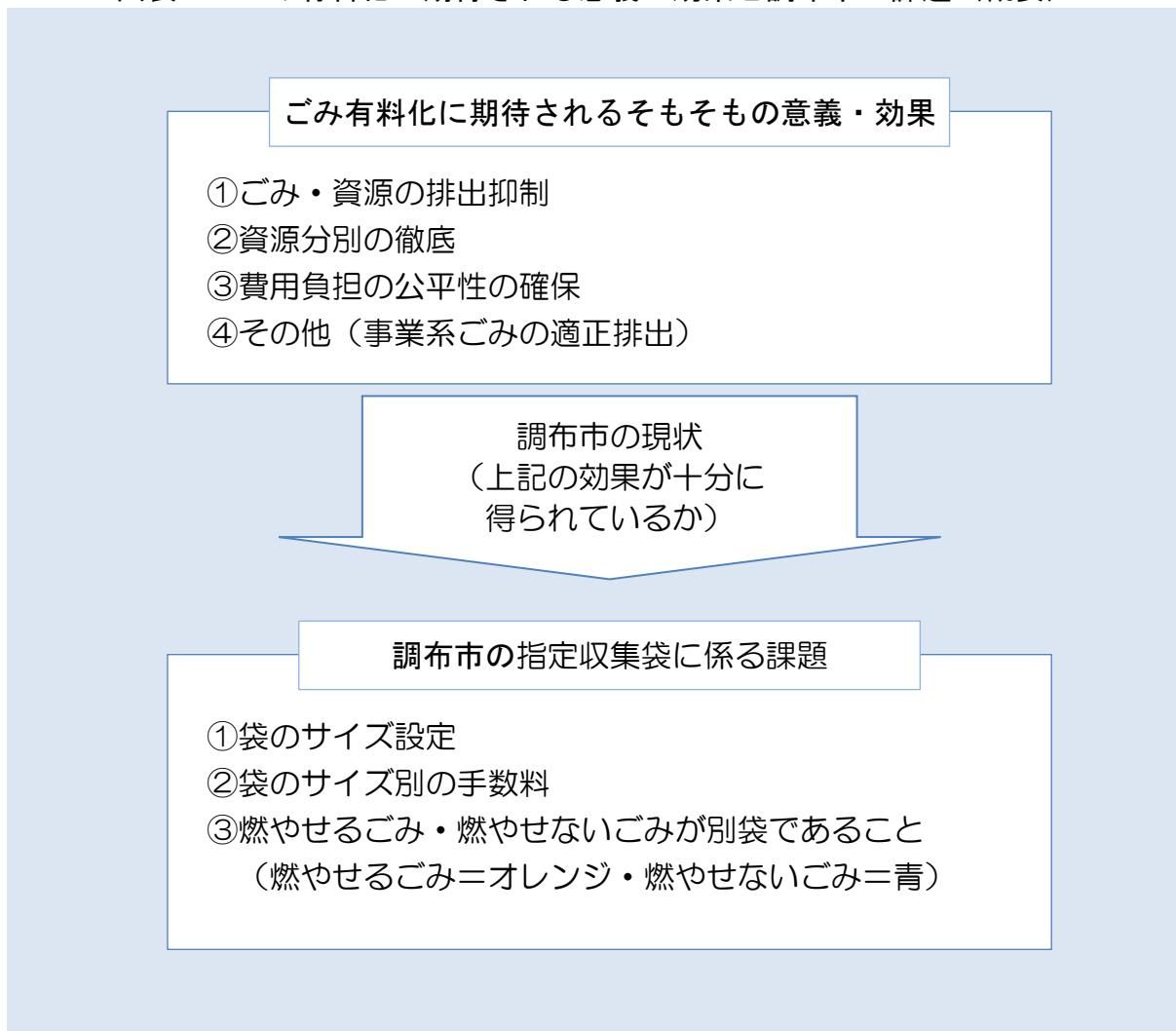


→参考資料 1 (1)

2. 指定収集袋に係る課題

- ごみ有料化は、平成 10（1998）年に青梅市が多摩地域で最初に導入し、現在では多摩 26 市全てが導入しています。その背景には、多摩地域で新たなごみの最終処分場を確保することがほとんど不可能であり、既存の処分場（東京たま広域資源循環組合二ツ塚廃棄物広域処分場）をできるだけ長く使い続ける必要がありました。
- このような背景を踏まえつつ、ごみ有料化に期待されるそもそもの意義・効果をあらためて図表 4 に整理しました。
さらに、これらと調布市の現状とを照らし合わせ、どのような課題が考えられるか整理しました。

図表 4 ごみ有料化に期待される意義・効果と調布市の課題（概要）



(1) ごみ有料化に期待されるそもそもの意義・効果

ごみ有料化導入により期待される4つの効果の内容は以下のとおりです。

①ごみ・資源の排出抑制

- 費用負担を軽くするため、無駄なものや使い捨てのものは買わない、買った物は大事に使うなど、排出抑制のインセンティブ（動機づけ）が働くことが期待されます。

②資源分別の徹底

- 資源物の収集は無料であるため、古紙類やペットボトル、容器包装プラスチックといった資源物の分別を徹底するインセンティブが働くことが期待されます。

③排出量に合わせた費用負担

- ごみ収集の手数料負担がない場合、ごみをたくさん出す人も少なく出す人も同じ費用負担となります。ごみ収集費用の一部を市民が手数料で負担することにより、ごみ排出量に応じた費用負担となり、差異を設けることができます。

④事業系ごみの適正排出

- 事業系ごみは自己処理が原則であり、市の収集に出す場合も有料です。家庭ごみの指定収集袋とは別に、事業系ごみの指定収集袋を指定することにより、市の収集に排出している事業系ごみの適正排出が促されます（無料で家庭ごみに混ざって出されることが少なくなるなど）。
- 有料化とともに戸別収集を導入することにより、事業系ごみの適正排出がいらっしゃる促されます。

令和7年度現在、多摩地域26市すべてでごみ有料化が導入されています。多くの市町村では1人1日あたりのごみ量が2~3割減少し、その後多少のリバウンド（増加）が見られる市があるものの、ごみ減量・資源分別効果が維持されています。

→参考資料1 (2)

(2) 調布市の指定収集袋に係る課題

調布市の指定収集袋の課題について、以下に例として整理します。

①袋のサイズ設定

- 図表 5 は、多摩地域 26 市の指定収集袋のサイズの状況です。
小サイズである 5 リットル袋は調布市も含め全市が採用しています。
国分寺市、国立市では 3 リットルの極小の可燃袋の設定があります。
- それより大きなサイズについては、調布市は他市よりも大きめの袋サイズを採用しています。
- 45 リットルサイズを採用しているのは多摩地域で調布市のみです。
(購入時の価格も多摩地域で最も高くなりますが、次項に述べるように 1 リットルあたりの単価では標準的な水準です。)
- 定量的な検証は困難ですが、袋のサイズが大きいことにより、資源物や粗大ごみ相当物など、不適正なごみが混入しやすくなることが可能性として考えられます。
- 調布市の袋のサイズは、有料化導入時に想定された排出量に基づき設定しました。ただし、有料化導入直後の平成 16 (2004) 年度と比較して 1 人あたりのごみ排出量は可燃ごみで約 2 割減、不燃ごみは約 3 割減とさらに減少しています。1 人あたりのごみ量の減少に見合ったサイズに見直すことは、一定の合理性があると言えます。
- また、S 袋 (5 リットル) でごみが入りきらなかった場合、次のサイズが 15 リットルの M 袋になることなどは、市民の利便性の上で課題となることも考えられます。

図表 5 多摩地域 26 市の指定収集袋のサイズ

| 袋のサイズ設定のパターン | | | | | | | | 該当市 |
|--------------|----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-------------------------|
| 3L | 5L | 10L | 15L | 20L | 30L | 40L | 45L | |
| | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 調布市 |
| | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ ※ | | ※可燃のみ 40L あり あきる野市 |
| ○ ※ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ※可燃のみ 3L あり 国分寺市 国立市 |
| | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | 上記以外の 22 市 |

→参考資料 2

②袋のサイズ別の手数料

- 図表 6 は、各市の可燃指定収集袋の価格を袋の容量で割った手数料単価の一覧です。
単価の最小値は昭島市や福生市などの 5 リットル袋の 1.4 円／リットル、最大値は立川市や武蔵野市、府中市などの 2.0 円／リットルとなっており、調布市の手数料単価（1.68～1.87 円／リットル）は標準的な水準となっています。
- 調布市の場合、S 袋の単価は 1.68 円／リットルであり、LL 袋の単価（1.87 円／リットル）などと比較して明確に低く設定しているのが特徴です。
S 袋のような小さなサイズにインセンティブを与えることは、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量（水切りの徹底など）につながったり、新聞紙やペットボトルなどが物理的に入りにくくなるため、資源分別徹底の効果が期待されますが、定量的な効果の検証は困難です。
- 一方、手数料の制度的な観点からは、単純明快な手数料設定の方が市民にとって分かりやすい、という議論もあり得ます。

図表 6 可燃袋のサイズ別 1 リットルあたり手数料

| 1 リットルあたり手数料 | 該当市 |
|---------------|---|
| 2 円／L | 立川市、武蔵野市、府中市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稻城市 |
| 1.8 円／L | 八王子市、三鷹市、東村山市 |
| 1.68～1.87 円／L | 調布市 |
| 1.6 円／L | 町田市 |
| 1.5 円／L | 西東京市 |
| 1.4～1.5 円／L | 青梅市、昭島市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市 |

※袋のサイズ別手数料をそれぞれの袋の容量（リットル）で割ったもの

→参考資料 3

③ばら売りがしにくい価格設定であること

- 図表 1 の調布市の指定収集袋の価格に見るように、LL 袋以外の袋では、1 枚あたりの値段に小数点以下の端数が出てしまいます。このことにより、LL 袋以外ではばら売りが難しい状況になっています。
- 特に燃やせないごみについては、前述のように 1 人あたり排出量が有料化導入直後より 3 割以上減少しており、小～中サイズの袋のばら売りのニーズが高まっていると考えられます。

④燃やせるごみ・燃やせないごみが別袋であること

- 燃やせるごみは週 2 回収集、燃やせないごみは隔週の収集（7 月から 9 月までは 4 週に 1 回）です。
- ごみ有料化導入前の平成 15（2003）年度の燃やせないごみの量は、燃やせるごみ量の約 22% ありました。令和 6（2024）にはこの比率は約 11% にまで低下しています。
- 今後、製品プラスチックなど、燃やせないごみからのさらなる資源分別が進めば、燃やせないごみの量はさらに減少する（※）ことも考えられます。
※令和 5 年度不燃ごみ組成分析で、製品プラスチック（容器包装非対象プラスチック）は 30.8% を占めている。→参考資料 4)
- 市民の利便性を考慮すると、燃やせるごみと燃やせないごみを共通の指定収集袋とすることは、一定の合理性があると考えられます。これにより、袋の製造単価が減少し、有料化制度に係る必要経費が削減されることも期待されます。また、販売管理の面では、袋の共通化により販売スペースに余裕が出来、ばら売りがしやすくなるといったメリットも期待されます。
- 参考として各分別共通の指定収集袋を用いている市の例を図表 7 に示します。

図表 7 共通の袋を用いている市の例

| | 可燃 | 不燃 | プラスチック |
|-------|----|-----|--------|
| 武蔵野市 | 緑色 | | — |
| 三鷹市 | 藤色 | | — |
| 小金井市 | 黄色 | 青色 | |
| 狛江市 | | 青色 | |
| 東大和市 | | グレー | |
| 武蔵村山市 | 緑色 | | ピンク |
| 西東京市 | 黄色 | | 透明 |

→参考資料 2